

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1730号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
放射線監視 センター	所長、次長、課長、専門 研究員、主任研究員及び 研究員	1	放射線監視 センター	所長、次長、専門研究員、 主任研究員及び研究員	1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。